

## 船舶事故等調査報告書

平成22年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第270号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年8月15日 13時00分ごろ	
発生場所	東京都神津島西方 神津島灯台から真方位260° 2.9海里付近 (概位 北緯34° 11.0′ 東経139° 04.0′)	
事故等調査の経過	平成21年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 <sup>みょうじんせいほう</sup> 明神正宝丸、115トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 124147、有限会社明神正</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、五級海技士（航海）</p>	
死傷者等	なし	
損傷	船底部に小破口を伴う擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか12人が乗り組み、船首約1.8m、船尾約3.5mの喫水で、神津島西方の漁場において、かつお一本釣り漁業の目的で魚群探索を開始し、船長がGPSで船位を確認しながら、魚影を追うことに夢中になっているうち、平成21年8月15日13時00分ごろ、船底に衝撃を感じた。	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
その他の事項	本船は、神津島西方海域の海図を備えており、船長は、同海域には浅瀬が存在することを知っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、神津島西方の漁場において、船長が魚群探索に意識を集中し船位の確認を適切に行わず、浅瀬に接近し過ぎた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が神津島西方の漁場において航行中、魚群探索に意識を集中し船位の確認を適切に行わなかったため、浅瀬に接近し過ぎ、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	